

和泉市在日外国人教育に関する指導の指針

一主として、在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育一

平成 6 年 1 月制定

平成 23 年 3 月改定

日本国憲法は国民主権、平和主義と並んで、基本的人権の尊重を原則として、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別を受けることはあってはならないと明らかにしている。

国においては、「国際人権規約」及び「児童生徒の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等の趣旨に基づき、平成 12（2000）年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を策定し、国籍、民族等による不当な差別事象の発生など人権侵害の現状や人権擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした。

大阪府においては、昭和 63（1988）年に「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」、平成 11（1999）年に、「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」、平成 16（2004）年には、「大阪府在日外国人施策に関する指針」をそれぞれ策定し、在日外国人教育において、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いを認めあい、本人のアイデンティティを保ちながら自己実現を図ることができるよう、ともに生きることのできる教育を進めることが必要であることを示した。

本市においては、これらの憲法、法律及び指針等の趣旨を踏まえ、「人権教育基本方針」を策定し、同和教育をはじめ、障がい児（者）教育、男女平等教育、在日外国人教育等、一切の差別をなくす人権教育を市の重点課題としてその充実に努めるとともに、差別をしない、差別を許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成を図ってきた。

在日外国人教育については、在日外国人に対する偏見や差別をなくし、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すると共に、とりわけ、在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育については、在学している歴史的経緯や、社会的背景を踏まえ、自己の文化、言語、歴史・伝統にふれる機会を提供し、自らの誇りや自覚を身につけることができる環境を醸成することが重要である。

また、新たに渡日した児童・生徒に対しては、日本語の習得や将来の進路選択、さらには全ての児童・生徒にとっても、異なる文化の理解やコミュニケーション力の育成などが求められている。

現在、本市にも在日韓国・朝鮮人をはじめとして、多くの外国人が在住し、今後も国際化は進展していくものと考えられる。

よって、本市教育においてもなお一層、国際理解、国際協調の精神を培うよう努め、全ての児童・生徒に在日外国人問題を正しく理解させ、互いに人間として尊重し認めあう人権尊重の精神と、豊かな国際感覚を備えた人間を育成していくことが必要である。

また、在日外国人児童・生徒が民族的自覚や誇りを持ち、主体的に生きぬこうとする態度を育てることが大切である。

以上のような観点に立脚し、本市としてこの指針を策定し、下記の諸点に留意しながら、市内全校で、すべての児童・生徒が真に国際社会で生きる力を身につけることができるよう適切な教育を推進していくものである。

また、指導にあたっては保護者、地域住民にも十分理解を得られるよう配慮していくものとする。

なお、幼稚園においても本指針の趣旨をふまえて、教育を推進していくものとする。

記

- 1 すべての児童・生徒に対し、外国人に対する偏見や差別をなくすため、日本と諸外国の関係、特に、古代より深い関わりを持つ韓国・朝鮮との歴史的関係を正しく理解させるとともに、現在、在日外国人、主として在日韓国・朝鮮人の児童・生徒が在籍している経緯を正しく認識させるよう努める。
- 2 すべての児童・生徒がそれぞれの国の固有の文化と歴史等の正しい認識のもとに相互理解を深め、平和と人権を尊重し、豊かで民主的な国際感覚を身につけるよう努める。
- 3 在日外国人児童・生徒（とりわけ在日韓国・朝鮮人児童・生徒）が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用することができるよう指導に努める。
- 4 在日外国人児童・生徒の進路については、関係諸機関との連携を密にしながら、自らが選択し、自己実現が図れるよう適切な指導に努める。
- 5 教職員自らが、在日外国人問題に関する認識を深めるとともに、その指導の推進を図るため、研修の充実に努める。